

議案第9号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 国立公園大山地内の利便性を高め、県民が大山の自然並びに歴史及び文化に親しむ機会を増大させ、もって自然を大切にする心をはぐくむとともに、大山の観光振興に寄与するため、別表のとおり、鳥取県立大山駐車場（以下「駐車場」という。）を西伯郡大山町に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 駐車場（当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含む。以下この条、次条、第8条及び第13条において同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の選定の特例）

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用時間及び休場日)

第6条 駐車場の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 駐車場の休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 指定管理者が知事の承認を得て定める期間内において、指定管理者が知事の承認を得て定める駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 駐車場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すことができる。

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、駐車場への入場を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、駐車場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
大山国立公園駐車場	西伯郡大山町大山
大山屋内駐車場	西伯郡大山町大山
大山隠岐国立公園上檜原駐車場	西伯郡大山町赤松

備考

- 1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。
- 2 この表において「大山屋内駐車場」とは、大山立体駐車場の1階部分及び2階部分をいう。
- 3 この表において「大山隠岐国立公園上檜原駐車場」とは、大山檜原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。